

一般社団法人

日本認知症本人ワーキンググループ

JDWG

入 会 案 内

日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)は、希望と尊厳をもって暮らしていける地域社会を創っていくことをめざして、認知症のなった私たち本人がパートナーとともに結成した組織(一般社団法人)です。

●日本認知症本人ワーキンググループの活動等については、ホームページ(<http://jdwg.org/>)をごらんください。

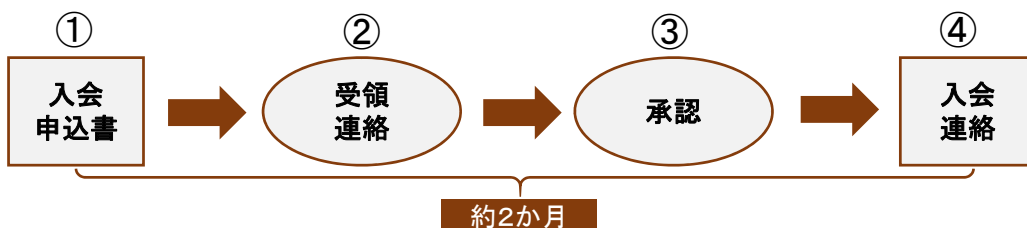
よりよい暮らしや社会を、一緒につくっていきましょう!あなたも、どうぞ会員に

| 会員種別 | 要件 | 年会費 |
|------|--|---------------------|
| 正会員 | A: 本法人の目的に賛同する「認知症の本人である個人」 | 3,600円 |
| | B: 本法人の目的に賛同する「認知症の本人である活動団体」 | 7,200円 |
| | C: 本法人の目的に賛同し、 「認知症の本人の社会参画・活動を支援し、ともに活動する個人」 | 3,600円 |
| | D: 本法人の目的に賛同し、 「認知症の本人の社会参画・活動を支援し、ともに活動する団体」 | 7,200円 |
| 賛助会員 | E: 本法人の事業を援助する個人 | 3,600円 |
| | F: 本法人の事業を援助する法人・団体 | 1口: 3,600円 10口以上 |

- 入会金は、ありません。
- 年度(4月～翌3月)途中に入会された場合、年会費は、年度末(3月)までの月割りになります。(月額300円)
- 次年度以降の年会費は、原則として、毎年6月末までに納入してください。
また、納入された会費は、いかなる理由があっても返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 「正会員」は、総会における議決権を持ちます。ただし、団体の場合、1団体につき、一つの議決権です。
「賛助会員」は、議決権を持ちません。
- 会員は、いつでも退会をすることができます。ただし、退会の1か月前までに書面による連絡が必要です。

入会までの流れ (裏面が入会申込書になっています)

- ①「入会申込書」(裏面)を、JDWGに送付(FAX、または電子メール、郵送)
- ②JDWGより「入会申込書」受領連絡をいたします。(FAX、または電子メール、郵送)
その際、入会希望理由等をお伺いする場合があります。
- ③月初から月末までに申込書受領分を、翌月、理事会にて入会承認を諮ります。
入会には、当法人の理事会承認が必要となります。
- ④入会が承認された申込者にJDWGから、入会に関する所定のご連絡をさしあげます。



法人の「会員規則」「定款」については、ホームページでご確認ください。

一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 行

メール添付の場合： office@jdwg.org FAX送信の場合： 03 - 3986 - 8172

一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ
入会申込書

○本申込書を受領後、事務局よりご連絡をいたします。

| | | | |
|--------------------------|-----------------------------|--------------------|---|
| 申込日 | 年 月 日 | | |
| 会員種別 いずれかに をしてください | 種別 | この欄に「 」をつけてください。 | |
| | 正会員 | | A:本法人の目的に賛同する「認知症の本人である個人」 |
| | | | B:本法人の目的に賛同する「認知症の本人である活動団体」 |
| | | | C:本法人の目的に賛同し、「認知症の本人の社会参画・活動を支援し、ともに活動する個人」 |
| | | | D:本法人の目的に賛同し、「認知症の本人の社会参画・活動を支援し、ともに活動する団体」 |
| | 賛助 会員 | | E:本法人の事業を援助する個人 |
| | | F:本法人の事業を援助する法人・団体 | |
| ふりがな お名前 生年月日等 | 団体の場合は、団体名と代表者のお名前をご記入ください。 | | |
| | 年 月 日 | 性別 | |
| 入会希望理由 必ずご記入 ください | | | |
| 住所 | 〒 | | |
| ご連絡 方法 | ご希望の方法を記入してください。事務連絡に使用します。 | | |
| | 電話番号 | | |
| | FAX 番号 | | |
| | 電子メール | | |

個人情報は、改正個人情報保護法に定める個人情報の保護を順守し、適切に保管・管理いたします。